

令和7年度

農地等の利用の最適化の推進に関する施策についての意見書

京丹後市農業委員会

農業委員会等に関する法律

第二章 農業委員会

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第三十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

(経過)

農業委員会等に関する法律第38条第1項による。旧法第6条第3項により、以前は「建議」として毎年実施していたが、平成28年4月からの法改正の施行により「意見の提出」となった。

京丹後市におかれましては、農業委員会活動につきまして格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この意見書は、本市農業の発展が農業者と市民の幸福、そして本市の繁栄に資することを目的として提出するものです。

本市は、京都府屈指の農業振興地であり、水田、砂丘、果樹、国営開発畑、畜産などそれぞれ特色ある営農が展開されています。

現在、本市農業は農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害をはじめ風水害、猛暑などの自然災害に加えて、円安の影響による燃料価格、生産資材価格の高騰などにより益々農業経営が圧迫されています。

これらの要因により農業の衰退はもとより遊休農地の拡大や集落の存続までもが危ぶまれる状況です。

農業が発展継続し農業の諸問題を解消するには、適切な利益の出る経営が必要ですが、上記のような阻害要因から利益を確保し、事業拡大する経営の実現はままなりません。

農業は一つの業種ではありますが、環境保全や社会的、文化的価値など重要な役割、機能を有し、市民生活に深く関わっています。その認識のうえ、令和8年度予算等において強力な施策を推し進めていただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき意見を提出いたします。

令和7年10月30日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市農業委員会 会長 梅田 和 男

意見項目

1 渇水対策

(1) 渇水対策について

2 持続可能な農業経営

(1) 米増産対策について

3 農地利用の改良事業の促進

(1) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理について

4 有害鳥獣対策

(1) 猟友会強化対策について

(2) 猟友会人員確保対策について

(3) 発砲・捕獲規制対策について

(4) 新たな有害鳥獣処理施設の建設について

1 渇水対策

(1) 渇水対策について

水源の枯渇した事例は、合併前の平成6年にありましたが、今年においても渇水状況が続き、農作物への影響が危惧されるところで

す。

水田・畑とも用水がないと耕作ができないことから、今年に農作物が枯れた農地では次年以降に作付がなされず、遊休農地の増加が懸念されます。また国営農地で耕作する畑作農家の一部からは、将来発生しうる渇水を鑑みて、農業用水の確認が容易な水田を畑地に転換し、国営農地からの撤退を検討していることも聞いています。

農業用渇水対策にあたり国府と連携して、①浄化センター処理水の農業用水活用、②揚水ポンプ貸し出しの斡旋、③農業用揚水ポンプ購入助成などを実施されました。

その取り組みの一方で、揚水ポンプは借受希望が集中したことと在庫の不足から借りたい時期に借りることができない地域もあったと聞いています。また店舗からは揚水ポンプやホースがなくなり小規模農家が個人で行う渇水対策は、非常に難しい状況であったと思われ、また揚水ポンプが準備できた農家は、水源利用者間の調整協議と農地への給水に多大な労力を費やしたと聞いています。

令和8年度以降に、今年と同じような渇水が発生する可能性を否定できないと考えられるので、広域での水源確保と、あらゆる水源の有効利用から、ため池、河川（準用河川に含まれない河川も含む）、沈砂池や砂防施設の浚渫（しゅんせつ）を行うなど事業支援を講じられたい。

2 持続可能な農業経営

(1) 米増産対策について

政府は生産抑制する米政策が近年の生産量が不足し、価格高騰を招いたとして増産にかじを切り、また遊休農地の拡大を防ぎ次世代に農地を引き継ぐ方針を表明しました。

今後、国からの助成制度を注視する必要がありますが、米を安定的に増産するには、農業者確保、農地維持拡大、資金が必要となります。農業資材・燃料の価格上昇分を緩和するための市の支援制度について、継続して講じられたい。

また、記録的な猛暑の影響による農産物の生育不良、収量の減少と品質低下への対策として、高温対策機器の導入に取り組む支援策が令和6年度に事業化されました。今後も高温傾向は進むと考えられますので、京都府とも連携しながら高温耐性のある品種の研究や従来からの高温対策支援制度について継続して講じられたい。

遊休農地については、高齢化や人口減少による農業労働力不足や所有者不明に伴う農地管理不全など、さまざまな要因により遊休農地が増加している状況にあり、農地所有者への遊休農地解消への指導だけでは、増加の歯止めがきかず、基盤整備事業の推進、遊休農地解消緊急対策事業の活用を行わないと、さらに遊休農地が拡大すると懸念しています。

そのため、農村環境の保全を含めた遊休農地解消に向けた本市独自の遊休農地解消対策を講じられたい。

3 農地利用の改良事業の促進

(1) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持修繕について

農道、農業水路は、地域に密着した道路・水路であり、草刈り、清掃、小修繕など通常の維持管理は、普段利用している地域の方々（受益者）が共同で行うのが慣例となっています。

しかし、施設の経年劣化、特に昭和50年代後半以前のほ場整備や国営農地開発事業の施設は劣化が激しく、施設の破損など早期に復旧すべき箇所が多数あります。復旧には多額の費用を要するため地域・個人での対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払金制度での対応が難しいことがあります。さらに中山間地域の多くでは地域での人員・資金不足のため、施設復旧ができなく、営農活動に支障がでている地域もあると聞いています。

このような地域の状況を踏まえて、市道・河川修繕事業と同じように、丹後土地改良区と連携をとりながら、市自らが工事主体となり、農業生産基盤の維持修繕を講じられたい。

また国営農地開発事業により整備された国営団地の設備更新も喫緊の課題となっています。早急に設備の更新をお願いしたい。また更新における受益者（所有者）の費用負担も多額となるため、負担の軽減策を講じられたい。

4 有害鳥獣対策

(1) 猟友会強化対策について

近年、中山間地だけでなく住宅周辺でも有害鳥獣が出没し、田畑の農作物被害、森林の樹木被害が発生しており、またクマなどによる人命に関わる被害も全国的に問題視されています。

当市においては、駆除や捕獲を担う京都府猟友会（中郡支部、竹野郡支部、久美浜支部）と京丹後市が、地域の鳥獣被害対策の前面に立ち活躍いただいているところです。

鳥獣捕獲活動は、捕獲罠の確認、捕獲後の埋設穴掘削など体力や時間の負担が大きくなります。

このような活動の特性を踏まえて、猟友会や捕獲班への委託金や捕獲報酬の増額を講じられたい。

(2) 猟友会人員確保対策について

猟友会の会員が高齢化する一方、若い会員の成り手不足から人員の確保が難しいと聞いております。

福知山市では、狩猟免許（わな猟、銃猟）を保持した専従市職員「鳥獣対策員」を全国で初めて令和3年4月から採用しています。農作物被害対策の専門知識と経験を活かして、行政と地域住民、猟友会の橋渡しや被害防止に向けた助言を行う役割を担っていると聞いております。

京丹後市においても専従市職員の採用または職員に免許を取得させ、有害鳥獣駆除対策について講じられたい。

(3) 発砲・捕獲規制対策について

現在の有害鳥獣捕獲においては、発砲の規制や捕獲期間の限定など規制が多くあります。規制する考え方に、狩猟の安全性と鳥獣の保護・適正管理にあると思えますが、有害鳥獣防護柵を中心とした守りの対策では、有害鳥獣の爆発的増加を防ぐことはできないと考

えます。

今年9月から運用開始となった緊急猟銃のガイドラインでは、規制緩和により人の生活圏にクマやイノシシなどが侵入した場合、猟銃を使用して捕獲できるよう可能となっていますが、個体総数を減らすために、狩猟期間を限定せず通年捕獲を検討するなど、市は今以上に積極的な駆除対策を講じられたい。

(4) 新たな有害鳥獣処理施設の建設について

「京たんご ぼたん・もみじ比治の里」は捕獲された鳥獣の食肉処理施設として運用されているが、食肉としての不適切な個体や大量に捕獲した場合の処理はできず、また稼働による赤字経営など問題が多くあると聞いています。

京丹後市鳥獣被害防止計画（第6期）では、捕獲個体の埋設労務軽減のためには集落単位の処分地確保が望ましいとされており、地元協力が得られにくい地域もある中で、また微生物処理による個体処理施設の建設には検討を継続するなどとされています。

捕獲駆除・埋設が有害鳥獣処理の基本的な流れとなっていますが、埋設作業の労務負担は大きく、また処理個体を狙ったクマなどの出没及び二次被害も起こっており、農業者だけでなく住民生活の安全も脅かされています。

そこで、地域との合意は必要ですが、先進地事例を研究して、改めて有害鳥獣の個体処理施設の新設の検討していただくよう強く要望します。